

# 栃木県後期高齢者医療の保険料に関するお知らせ

4月1日から、「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」に変わります。75歳以上の方(65歳以上で一定の障がいのある方で加入を希望する方を含む)は、現在加入している国民健康保険や、勤務先の健康保険などの被保険者ではなくなります。

後期高齢者医療制度について詳しくは 市民課 国保年金係 ☎21-5110



もうすぐ 始まりますねえ  
後期高齢者医療制度

保険料はどうなりますか？  
軽減措置もあるそうですよ



## ◎保険料はどうなるの？

後期高齢者医療制度の保険料は被保険者単位で算定され、その額は所得によって異なります。なお、保険料率は原則として県内均一です。保険料は均等割と所得割の合計です。均等割とは年額37,800円(栃木県の額)を被保険者全員に等しく負担していただくものです。所得割とは被保険者の総所得などの7.14%(栃木県の率)にあたる金額です。ただし、所得が少ない方と、この制度に加入する前日に被用者保険(国民健康保険以外の医療保険)の被扶養者だった方には、保険料を軽減する措置が取られます。

## ◎保険料の軽減措置って何？

◎所得が少ない方への軽減措置  
後期高齢者医療制度の加入者と世帯主の総所得などの合計が下の表の基準に該当する場合、保険料の均等割が軽減されます(申請の必要はありません)。  
◎被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置  
加入日の前日に被用者保険の被扶養者だった方は、平成20年4月から9月までの6か月間は保険料が無料です。10月から平成21年3月までは、均等割のみの賦課となる上、年額の

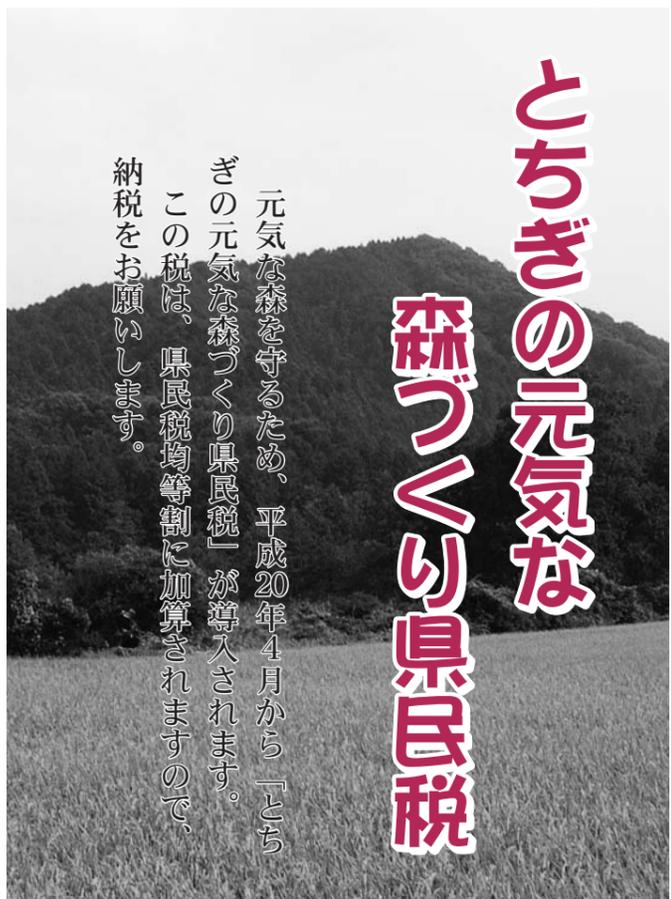
## ◎70歳～74歳で国保加入者の窓口負担見直しについて

国では高齢者を取り巻く社会環境などを考慮し、高齢者医療制度の見直しを行いました。これにより、平成20年4月から2割に引き上げることとされていた70歳から74歳までの方(現役並みの所得のある方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がいの認定を受けた方を除く)の医療費の窓口負担が、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれることになりました。

95%が軽減されます。平成21年4月からは、加入月から2年間は均等割のみの賦課となり額も半額となります(国民健康保険加入者を除く)。  
**◎保険料の納め方は？**  
受給している年金額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、年金受給額の2分の1を超えない方は、原則として年金から天引きされます(特別徴収)。それ以外の方は、市から送付される納付書により納めていただきます(普通徴収)。

| 対象となる世帯の判定基準(総所得金額等)                                         | 軽減割合 | 軽減後の均等割 |
|--------------------------------------------------------------|------|---------|
| 総所得金額等 ≤ 基礎控除額(33万円)                                         | 7割軽減 | 11,340円 |
| 総所得金額等 ≤ 基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 世帯の被保険者数(世帯主が被保険者の場合は世帯主を除く) | 5割軽減 | 18,900円 |
| 総所得金額等 ≤ 基礎控除額(33万円) + 35万円 × 世帯の被保険者数                       | 2割軽減 | 30,240円 |

※保険料は、均等割と所得割を足し、100円未満を切り捨てた額になります。



# とちぎの元気な森づくり県民税

元気な森を守るため、平成20年4月から「とちぎの元気な森づくり県民税」が導入されます。この税は、県民税均等割に加算されますので、納税をお願いします。

## 導入の目的

森林は、豊かな水や空気をはぐくみ、さらには地球温暖化の防止にも貢献するなどさまざまな働きを持っています。しかし、木材価格の低迷や山で働く人の減少などにより、荒廃した森林が増え続けています。こうした状況を踏まえ、大切な森林を県民の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために「とちぎの元気な森づくり県民税」が導入されます。

## 誰がどのように納めるの？

県民の皆さんに公平に負担していただくため、個人・法人の県民税均等割額に加算して納めていただきます。  
◆納税義務者  
個人 県内に住所または住居を有する方  
※次の方は課税対象外です。  
○生活保護を受けている方  
○前年度の合計所得額が125万円を超えない障がいのある方や未成年者、寡婦または寡夫の方

## この税の使い道は？

この税は、荒廃している奥山林や里山林を再生させる「元気な森づくり」と、森林の大切さを理解し、協働して森づくり活動に参加してくれる人を育てる「森を育む人づくり」の2つに活用されます。また、これらの事業は10年間行われます。  
◎元気な森づくり  
◆元気で安全な奥山林の整備  
荒廃しているスギやヒノキの人工

林を間伐し、元気で安全な森林に再生します。県が実施主体となり、1年間に整備する森林は4,000ヘクタールで、必要な予算額は4億5千万円です。  
◆明るく安全な里山林の整備  
人家などの周辺にあつて、将来まで守り残したい里山林や通学路沿いの暗い里山林などを明るく安全な森林に再生します。市町が実施主体となり、1年間に整備する森林は90ヘクタールで、必要な予算額は2億円です。

◎森を育む人づくり  
◆県民の森づくり活動への支援  
◆森林の大切さの理解促進  
県と市町が連携し、県民が広く森づくりに参加できるよう支援します。また、森との触れ合いや木を使うことを通じて森林の大切さを普及啓発します。1年間に必要な予算額は1億5千万円です。

この記事について詳しくは  
農林課 林政係 ☎(21)5172  
税の仕組みについて詳しくは  
鹿沼県税事務所  
☎0289(62)6203  
税の使い道について詳しくは  
今市林務事務所 ☎(21)1178